

p・五三〇六一 大原新生社 (一九七三)

(47) 「富家殿内三条殿」と文書に記されているところから、「殿」が人物をさすものと解したためであろう。

(48) 富家殿内三条殿内検帳 大徳寺文書 四 一五七七号文書
p・六九〇七一 前掲注(43)

(49)(50)(51) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四八四 (一九七四)

(52) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四八三 (一九七四)

(53) 宇治市役所 宇治市史 二 第五節 戦国の争乱 (一九七四)

(54) 後法興院記 応仁二年正月二十九日 続史料大成所収

(55) 政基公旅引付 図書 叢刊 養徳社 (一九六二)

(56) 本朝麗藻 前掲注(19)

(57) 宇治市役所 宇治市史 一・二附図 (一九七三・一九七四)

(58) 拙稿 宇治白川の金色院創建について―四条宮寛子の御所宇治

泉殿考― 古代文化 二二卷一―二号

(59) 殿暦 永久三年一〇月四・五日 前掲注(32)

(60) 殿暦 永久三年九月二―一日 前掲注(22)

(61) 黒沢義実打渡状 大徳寺文書 四 一五八三号文書 p・七六

前掲注(43)

(62) 宇治市役所 宇治市史 二 p・四二二(一九七四)

附 記

本稿は本学会第一八回大会で発表したものを、補筆訂正したものである。その際、藤岡謙二郎先生・谷岡武雄先生に有益な御批判を頂いた。また丹治健蔵先生・市史の吉村享氏には大変お世話になった。さらに桃裕行先生には史料の貸与を、欧文にあたり楠節子先生

に、成稿に当っては豊田武先生・山崎謹哉先生・松村祝男先生の御指導を賜わった。末筆ながら深甚の謝意を表する次第である。

〔研究ノート〕

佐嘉藩西部藩境石の歴史地理的研究

古賀敏朗

一 まえがき

西国の雄藩三五万七千石の佐嘉藩領域は、大体において戦国期の勢力圏が版図になっているため、地理的に理想的な境界とはいえないところもある。一五〇軒に及ぶ西部藩境は大河・高山・荒地もな利用し易い土地柄のため、創藩期より幕末まで多くの藩境紛争をおこし、長年月の間に殆ど全西部藩境に境界標識が設けられた。例えば図1のA地区に塚三五八個、I地区に塚一八四個・松八二本、ウ地区に塚八五個の如くで、その総数は軽く二、〇〇〇個を越えている。

それ等の標識の大部分は廃藩置県により無用物と化したため、山間部を除き百年の間に殆ど失われてしまった。杭木・樹木・土塚等に比べて比較的に多く残っている多種類の境石を調査し、その中の一つ、佐嘉本藩と蓮池支藩の境石(番号石)については既に発表したが¹⁾、今回は西部藩境石各種の代表を一つ宛紹介し、佐嘉藩の境石の性格を追求したい。

佐賀郡の一土豪より身をおこした竜造寺隆信は近隣の諸豪族を下し、永禄二年（一五五九）には旧主少弐氏を亡ぼして戦国大名に成長した。天正三年（一五七五）勢に押された平戸松浦氏は記請文を隆信に提出して届伏し、一方では西郷・深堀氏の長崎進攻を援助しながら大村氏を攻撃した隆信は天正八年これを下し、残る有馬氏の攻略を計って島原半島に進攻したが、島津・有馬の連合軍に破れて戦死した。これによって一時竜造寺氏に服した松浦・大村・西郷・深堀氏や有馬氏は再び立って戦乱に明け暮れ、竜造寺王国は瓦解せんとしたが、鍋島直茂・勝茂の努力によって崩壊はまぬがれた。

天正一五年（一五八七）島津征伐のため九州に下った秀吉の下知に服した竜造寺、松浦やその他各氏は旧領を安堵されたが、従わなかった伊佐早の西郷氏の所領は没収されて、造寺氏に与えられた。その竜造寺領国の実権は既に鍋島直茂の手中にあり、勝茂の朝鮮出兵

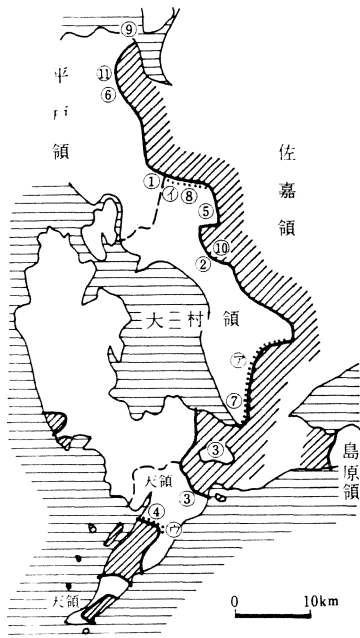


図1 佐賀藩西部藩境及び境石位置図

を期として深堀氏も鍋島氏に属することになった。関ヶ原役に西軍

に味方して破れた勝茂は家康に陳謝して危く生きのびることができ、慶長一二年（一六〇七）の竜造寺高房の死去による竜造寺本家の断絶により、名実共に鍋島氏の佐嘉藩が成立した。

かくして互いに相い争った戦国大名が、そのまゝ隣接した近世大名として配置されたため、圧迫されていた平戸松浦、大村領民には佐嘉藩に領土的不満が潜在したこと、深堀一族は鍋島、大村氏に二分して隷属したため内紛をそのまゝ持ち込んだこと、長崎を中心として天領が散在し、天領農民の横着と幕府の都合による境界線の複雑化などが境界紛争を多くし、全藩境にわたり多種の二〇〇〇個以上の標識を設置した理由と考えられる。

三 藩境石の分類

①三領石(図1の①、以下同じ)

宝暦八年(一七五八)作製の平戸藩と大村藩の御境絵図②裏書証

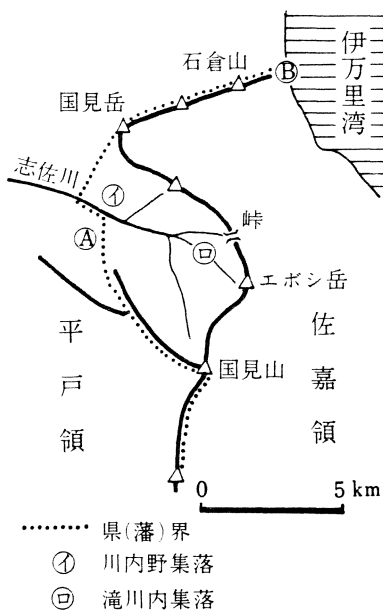


図2 志佐川上流地域略図

文之覚に「三領境より平戸御領広田村与大村領宮村境塔ノ崎迄之間」
とあり、絵図には道もない丘陵地帯の平戸、大村、佐嘉の三領境に
藩境標識の三角形の記号が書いてある。尋ねてみると雑木林の中に
三角柱の境石があり、

此三領境東西北峯尾統雨水分佐嘉領 松浦郡有田郷

此三領境東西南峯尾統雨水分南大村領 彼杵郡波佐見郷

此三領境西北峯尾統雨水分平戸領 彼杵郡早岐郷

と各藩領に向け三面に楷書で刻銘されている。高さ七尺一寸、幅一
尺、台石高さ二尺、幅三尺の素晴らしい境石である。これだけのもの
を建てるためには、当時の三藩協議の何らかの記録があるものと史
料を当たってみたが不明である。ただ、大村藩郷村記③波佐見村の部
に「此三領石寛保二壬戌年佐賀平戸大村境役立会建之」と記されて
いるのみで設立時の事情は分らないが、思うに寛保二年（一七四二）
といえ、平戸・大村両藩の三〇年に及ぶ境界紛争が解決した宝暦
八年（一七五八）の一六年前で紛争の最中である。当然この紛争に
関連付けて考えねばなるまい。両藩が境界決定の基点として佐嘉藩
境の一点を三領境と決定するために、佐嘉藩を立会者・仲介者とし
て協議に引き込み、三者合同による境石の建立になったと推定され
る。これ以後、三藩の境界の記録は全てこの三領石が基点として使
われている。

紛争の結果設置された三藩の境石ともなれば重要さは推して知る
べく、手間のかゝった見栄えの良い境石の設置も当然であろう。

② 刻銘角柱石並立

小倉と長崎を結ぶ九州の最重要道路、長崎街道が佐嘉・大村藩境

を通過する地点に境石がある。今は佐賀境石は佐賀県側の口留番所
跡に、大村境石は長崎県側の崖上にと三〇〇米も離れて建っている
が、絵図や記録にも残っている様にかつては藩境の道路の片側に並
立していたものである。

一 従是北佐嘉領 石柱高さ二六〇、幅二七、台石高さ五六種

従是南大村領 上部欠損、南半分より下部約一米残存。

こゝは多くの通行人の目に留まる場所だけに、批評に耐えるだけ
の良い境石である。

○江戸参府記行（ケンブエル 吳秀三訳）元禄四年（一六九一）五
月六日

二本の境杭相並ぶ。其一ツは地形の関係が他よりも低き故か、其代
りに丈高くし、之によりて藩主の勢威、政権の大なるを表はずなり。

○長崎紀行④ 元禄一五年（一七〇二）閏八月一七日

坂ノ北裏ニ大村領佐賀領ノ杭立。但大村より立杭は石也、佐賀よ
り立杭ハ木也。

○西遊日記（吉田松陰） 嘉永三年（一八五〇）九月三日

門ヲ過テ少シク行ハニ石碑アリ、大者、是北佐嘉領ノ由刻ス、小
者、是西大村領ノ由刻ス、

杭木から石柱に変わる過程と、境界標識に注目して通った当時の人
の様子がよく分るが、佐賀藩が境石に変えた年代は不明である。

大藩が意識して隣藩より大きな境石を建てた例は他にもあるが、
大は強者を表わすと見るのは人の常である故か。このように重要道
路脇には両藩の角柱刻銘境石が建てられるのが普通であるが、同じ
大きさ、同じ形態のものを並べせるのが標準型とみるべきである。

③ 木柱、刻銘角柱石並立

長崎の近くは天領、佐嘉領、大村領が錯綜している。

○西遊日記（吉田松陰） 嘉永三年（一八五〇）九月五日

（永昌） 駅ヨリ左折ノ行事二里余ニ古賀ト云所、往還筋五十町許、公領也、公領ノ界、皆木柱アリ、

○筑紫紀行（吉田重房） 文化三年（一八〇六）五月二日

峠ヲ下リテ十丁計リ行ケバ領地境の表、東ハ佐賀領、西ハ公儀御代官高木作右衛門支配所とあり、一丁計リ行ケバ古賀村、

この古賀のあたりは旧長崎街道が昔日のまゝ残っている地区で街道脇に境石が建っている。切出加工石に、「従是南佐嘉領」と刻銘された高さ一五〇、幅二五糎の美術品とも見える誠に結構な境石である。それと並んで二〇糎角の切り込みのある土台石が草に埋れている。かつて白木に「従是西代官高木作右衛門支配所」と墨書した木柱の建てゝあつた跡である。

天領の場合全国的に木柱墨書なのは、世襲代官であつても幕府の一地方行政官に過ぎないので、木柱の建て変えを続けたのである。しかし、その標識が木柱に過ぎないとしても、その背後にある強大な幕府の権勢を人々は認めたのであろう⁽⁵⁾。それに対する佐嘉藩の境石の小なりとはいえ、素晴らしい出来栄えは充分にそれを勘定に入れて、対抗意識を以て作られたものと考えられる。長崎へ越える日見峠がまた天領との境であるが、此処にある佐嘉藩境石も同じ形式だが背後に「彼杵郡日見峠」と刻した珍らしい境石である。これも人目を意識した同じ発想から刻まれたものであろう。

④ 塚上刻銘角柱石

長崎から長崎半島南部にある佐嘉領飛地深堀・蚊焼・脇岬に行く途中の戸町村と小ヶ倉村の境が佐嘉領と大村領の境界で、久しく境界紛争を繰り返していたが、天明七年（一七八七）和談が成立し、「掘塚より戸町岳迄之間、塚数六拾九、枋塚壱ツ上ニ境石相立、佐嘉御領塚三拾四ツ、大村領塚三拾四ツ」⁽⁶⁾が設けられた。絵図を見ると道路脇にある塚の上に境石が画かれている。境石はもちろん枋塚もすでに無くなっていたが、長崎より香焼へのバイパス道路の工事中に藩境石が出土したとの風聞で調査に行くと、出土の場所から考えて天明七年に建立した境石に間違いない。「従是南佐嘉領」（高さ一五〇、幅二四糎）とあり、塚の高さは不明だが、塚上の境石は道路より見上げる程の高さで人目をひく存在であつたろう。幕府より長崎警固を命ぜられていた佐嘉藩にとって、深堀は長崎港口を扼する重要な海軍基地であつたことが、紛争を期として二度と問題をおこさぬよう人目につき易い塚上の境石を建てたものか。枋塚であるから大村藩の境石も建てられたと思うが出土していない。安政五年（一八五八）に戸町村の一部が外人居留地として天領と交換された時、代官支配所の木柱に建て変えられたのであろうか。

⑤ 石塚上境石

（御境） 絵図裏書証文之覚⁽⁷⁾「佐嘉御領杵島郡武雄神六村与、大村領彼杵郡波佐見村境目之儀、双方より年来相論候ニ付、享保五年立会遂熟談、右之場所双方ニ塚を築、其間論所ニ差置互ニ手懸仕間輔旨申極」ていた所、すなわち両藩の意見が折り合わず中立地帯として使用を禁じていた所に、約七〇年後の天明七年「立会御熟談之上、絵図赤白筋引之通境目相極、塚数拾式ツ壱ツ越ニ築之」境界

が確定し一列に境塚が築かれた。此処は狭い谷間をなしており、佐賀藩と大村藩を結ぶ重要道路の一つが通っている戦略上の要地である。

享保の談合のとき、双方が築いた塚は多分土塚と思われるが、現存する天明の塚は一辺一七〇〇呎角の三段積み石塚の上に、自然石または切出末加工石の五〇〇一〇〇呎位のものをがっしりと組み込んであって、体裁は悪いが碩る丈夫に作られている。このとき同時に作られた他地区の土塚が、原形も留めぬ程に破損しているのに比して対照的な頑丈さである。紛争の激しかったところほど境石は丈夫に築かれている。

⑥ 栗石夫婦塚

藩境は「陸ハ峯尾統、山際、雨水流境」が原則であるが、佐嘉、平戸藩境のうち五万分の一地形図を開いてみるとおかしいと感じる地点がある。図2の志佐川上流地域で当然地理的に平戸領に属すべき川内野・滝川内集落は、地理的に全く隔絶した佐嘉領に編入され、佐嘉藩の勢力が平戸藩を圧迫していることがよく分る。かつて平戸松浦氏が竜造寺氏に隷属していた勢力圏のまゝ、豊臣秀吉によって領土を安堵されたからである。当然不自然な境界のために激しい藩境紛争がおきる。その一つ、図2④地点でおきた紛争は享保一七年（一七三二）に解決して絵図⑧を取り交した。絵図裏書証文之覚に「今度遂和談立会致見分、此絵図ニ赤白筋引候通境相極、境印塚三拾九ヶ所、内三拾七ヶ所宛双方より築之」とあり、志佐川より拾い上げたと思われる栗石数十百個を使って、鰻頭形に積み上げた石塚が双方から築かれ、境界線の小路を挟んで両側の雑草の中に眠って

いる。

平戸領塚の裏手には大山祇尊を祭神とする国境安全を祈った神社があり、昔日の藩境紛争の激しさをしのばせる。

⑦ 石塚

諫早の地は戦国時代西郷氏の領するところであったが、秀吉の島津征伐の下知に服さなかったために没収され、竜造寺氏に与えられた。佐嘉藩の自治領で諫早領と呼ばれる土地である。諫早市と大村市の境界が佐嘉藩と大村藩の境界で、多良岳から大村湾まで殆ど山間部である。記録⑨によると享保一三年（一七二八）三五八個の塚が築かれ、以後たいした修理も行われずに一三〇年を過し、万延元年に双方立会で再確認し、修理の上枋塚三個を増設している。殆ど土塚と思われるが、二〇〇三〇呎から一〇〇呎を越す石を四〇五個無造作に転がした石塚もある。

⑧ 壱本杉跡傍示石

佐嘉、平戸、大村三藩の境界に建てられた藩境標識、三領石の調査のため古文書を漁っているとき、大村藩郷村記⑩（下波佐見村境界の部に「陣之岳壱本杉跡傍示石（壱本杉枯木となり）此跡に野石の標石を建、銘文ニ曰、壱本杉跡裏ニ、文化十二年亥十一月な里、是境石也」との文章があり、この石が三領石とともに佐嘉、大村藩の重要な基準境石として使用されたい記録の書き方である。大木が藩境標識として利用され、枯れた跡に野石を置いた例は知っているが、このような銘文の境石はまことに珍らしい。

陣之岳と呼ぶ山を知る老人も無く、県境を尋ね廻り峠のそばの一木とていう小字の畠の隅に横たわる境石を探し出した。一五〇×

四〇×三五種の巨大な角柱のやゝ湾曲した切出砂岩である。刻銘に違はないが年月は裏面ではなく右側面に刻んである。荒削りの加工石でも野に置けば野石と呼ぶのであろうか。この集落には大杉の伝説も境石の話も残っていないらしい。記録で藩境石であることを読んでいなければ、この石を見ても只の大杉の記念碑としか思えない境石である。

この地帯は佐嘉、大村両藩にとって重要産業であった陶磁器の産地が散在し、その中心地有田に通ずる旧道がすぐそばを通っているのと同様はないか。山中とはいえ、この産業道路を通過する人馬は多く、峠の休憩所として利用された大杉はよほど有名だったらしく、枯れた跡にこのように変った境石が置かれたと私は考える。

⑨ 自然石

図2の㊸地点に重き数疋の巨石がある。これが佐嘉藩、平戸藩の境石で、石のそばを流れる幅一尺ほどの小川が現在の県境である。国見岳から石倉山を結ぶ稜線の延長の海岸近くにあり、思うに、戦国大名として西肥前に武威を張った平戸松浦氏も、佐賀の一土豪より急成長した竜造寺隆信に抗しきれず、天正三年（一五七五）五月起請文を入れて屈伏したとき、松浦氏が守備陣地としていた防備に都合のよい最も狭い海岸の山際を通る道路の脇にある目立った独立石が、稜線延長上でもあって境石に極められたと思われる。土地の人の証言によると、石中央が境でなく、石は全部佐賀県に属するといふのも、戦国の情勢を考えたとき一理あることゝ思わざるを得ない。

⑩ 番号石

佐嘉藩は三支藩をもっていたが、この支藩は正式には自治領に過ぎず、完全独立を希望する支藩と独立を許さぬ本藩とは仲が悪かった。蓮池支藩領の一部は図1⑩の嬉野郷内であって、ここでは山地は本藩御山方支配地、農地は蓮池領、すなわち山際境で嬉野郷内の一二ヶ村は分断されて境界には木杭が打たれていたが、分封した後一四〇年の間に蓮池領民は次第に本藩支配地を蚕食して田地化し、結局五三石の増収をみるこゝとなった。

藩創立時より慢性的に経済困難であった佐嘉本藩は、極度に経済の悪化した安永の頃、これに目を付けて増石分の没収を計り、自領農民の開墾を理由にこれに反対する蓮池支藩との間に、天明元年（一七八一）から四年に及ぶ大紛争がおこった。結局本藩の勝利のうち新境界が決定され、自然石または切出石に和数字を刻んだ簡単な境石ながら、嬉野郷内の全境界四〇〇軒に亘り二〇〇個が設置された。この番号石は小は二〇疋から大は一〇〇疋を越え、支藩側の費用で作られ番号は全て支藩領を向いている。

⑪ 川岸上塚石

平戸領内に佐嘉領が大きく侵入し、紛争の絶えなかった志佐川上流地帯の一部は、志佐川中央境である。「御境川筋、延享年中杭木打建絵図面致御取替候処、毎々杭木汚損候付、文政年中」^⑪岸上に杭塚を建てたが、これも汚損し、「文久三年石二建替候付、川岸より之間敷、御双方塚石与塚石之間敷」を書いた帳面を複製して洪水による川形の変動に備えた。この塚石は四〇〇〇〇〇〇の川石に番号を刻み込み、両岸に同一番号のものを一番より六十番まで六〇対を用意した。これで一部が流出しても原形に復旧することができる。

厳密に言えば控石であるが、川中央に境石は置いてないので境石とみることもできる。

この他には天領、佐嘉領、大村領境に三国境塚なるものがあり、絵図には二段の石垣上に角柱らしいものを書いてあるが現物は不明、島原領、佐嘉領の境石もまた現物は不明である。文書には堅石、建石、埋石、切石と名付けた境石の記載があり、意味は何となくわかるが現物の確認が出来ないので省かざるを得ない。

四、結 び

戦国期の勢力圏がそのまま藩領土となった佐嘉、大村、平戸藩は、境界に地理的に不自然なところもあり、その上天領まで入り込んで錯綜し、稚拙な絵図上に境界線を引いただけでは不安定で、地形、交通、経済価値の変動によって紛争がおこり、その結果杭木、樹木、土塚、自然石等が藩境標識として使用されたが、後期になると、

1. 紛争の激しかった地帯は、双方立会で標識を補修する煩わしさを去けるため、石塚、石杭を築くようになった。
2. 経費を節約するため手近の石を材料としたので各種の境石ができ、人目に付かぬところの境石は体裁よりも頑丈さを重んじた。
3. 重要道路が藩境を通過する地点は、境界の確認とともに美観を重視して費用を惜しまず、合せて藩権力を誇示した。
4. 道路脇は道路に面して両藩の境石を並べたが、他の場所では刻銘を自領に向けた。
5. 川真中の境石は止め、岸上に番号入りの控石を置いて洪水による河身の変化の復旧に備えた。

まことに常識的な結論になったが、佐嘉藩西部に現存する藩境石調査研究調査研究の結果であり、今後この調査を発展させる所存である。

注

① 佐嘉本藩と蓮池支藩の境界紛争と境界石（番号石）について
新地理 二一巻三号

藩境標識と番号石 西日本文化 一〇五、一〇七、一一〇号

② 松浦史料館蔵

③ 長崎県波佐見町公民館蔵 大村藩の農村調査書

④ 高知の御用商人、吉本八郎右衛門、大町文助の高知―長崎間の

旅日記

⑤ 五四方石の大藩熊本藩は木柱を建て、それに並べて一〇万石の

小藩柳川藩が大石柱を建てた例がある。

⑥ 佐賀県立図書館蔵 戸町小ヶ倉村境目絵図裏書

⑦ 長崎県立図書館蔵

⑧ 松浦史料館蔵

⑨ 長崎県立図書館蔵 為取替申一札事

⑩ 前掲③

⑪ 前掲①

⑫ 松浦史料館蔵 御境川筋岸上塚石間数帳

第七八回例会の報告

去る九月二七日、駒沢大学において第七八回例会が開催され、左記の発表がありました。

○「地方小都市における商店街の変遷―富岡市の場合―」